

核兵器の廃絶と恒久平和の実現を求める意見書

核兵器の廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国の国民にとっては、「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア、ヒバクシャ。」は心からの叫びであるが、いまだ世界には約2万1千発も核兵器が存在しており、こうした脅威から、今なお人類は解放されていない。

平成12年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したものの、平成17年の同会議では実質合意がなされず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有国5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランの濃縮活動を拡大するイラン、核実験を行った朝鮮民主主義人民共和国の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

こうした中、広島や長崎の両市長を先頭とする平和市長会議では、平成32年までに核兵器の全廃を目指す「2020ビジョン」を打ち出し、その具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を策定して、NPT再検討会議で採択されるよう取り組みを進めている。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 国是である非核三原則を堅持するとともに、「2020ビジョン」を支持し、これを具体化した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を、NPT再検討会議で採択されるよう取り組むこと。
- 2 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることを考慮し、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
- 3 NPTの遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）早期発効、核実験モラトリアムの継続、核兵器禁止条約（NWC）の早期実現、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月5日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣

} あて